

健水発 1 2 1 7 第 1 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長

（公 印 省 略）

消費税率の引上げに伴う水道料金等の取扱いについて

水道行政の推進については、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 24 年 8 月に成立した、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）等において、消費税率（地方消費税を含む。以下同じ。）が平成 26 年 4 月 1 日に 8 % に、平成 27 年 10 月 1 日に 10 % にそれぞれ引き上げられることが規定されています。

同法附則第 18 条等の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）において、消費税率を、平成 26 年 4 月 1 日に 5 % から 8 % へ引き上げることが確認されました。

消費税の導入に際しては、「消費税の導入に伴う水道料金等の取扱いについて」（平成元年 1 月 20 日付け衛水第 7 号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知）により、水道料金、用水料金の取扱いにつき留意すべき事項を通知し、さらに、平成 9 年 4 月 1 日からの消費税の引上げに際しては、「消費税率の引上げ及び地方消費税の導入に伴う水道料金等の取扱いについて」（平成 8 年 12 月 20 日付け衛水第 287 号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知）により、税率引上げ等への円滑かつ適正な対応をお願いしたところです。

今回の税率引上げにおいても、円滑かつ適正な対応を図るため、さらに貴管下の水道事業者、水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し下記につき周知をお願いします。

記

1. 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法について

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが、中小企業・小規模事業者を中心に消費税の価格への転嫁について懸念が示されています。このため、今次の消費税率の引上げに際して、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法が平成 25 年 6 月 5 日に成立し、同年 10 月 1 日から施行されました。

このうち、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置においては、商品又は役務の買手側である特定事業者が、商品又は役務の売手側である特定供給事業者に対して、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことを禁止しています。また、特定供給事業者が消費税の転嫁拒否等の行為を受けたことを公正取引委員会などに知らせたことを理由として、特定事業者が取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをする報復行為を行うことも禁止しています。消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について（20131008 中第 5 号経済産業大臣、公取取第 238 号公正取引委員会委員長通知）により、その概要等が示されているので、ご活用いただき、適切な対応をお願いします（別添 1 参照）。

また、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置においては、あたかも消費者が消費税を負担していない又はその負担が軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買いたたきや、競合する小売事業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようにするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています。消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について（平成 25 年 11 月 15 日付け消表対第 522 号消費者庁表示対策課長通知）により、その概要等が示されているので、ご活用いただき、適切な対応をお願いします（別添 2 参照）。なお、別添 2 に記載されているガイドライン等の資料は、消費者庁のホームページ（<http://www.caa.go.jp/representation/index.html>）をご参照ください。

2. 水道料金に係る消費税の経過措置について

平成 26 年 4 月 1 日前から継続的に行っている水道水の供給については、同日以降初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する場合について、所要の経過措置が設けられており、当該料金の一部については従前の税率（5%）によることとなります（別添 3 参照）。

3. その他

上記 1. 及び 2. によるほか、各水道事業者等においては、今回の消費税率の引上げに伴う適正な転嫁等に関して、水道利用者の十分な理解を得るよう努めるとともに、速やかに条例改正等の所要の手続きを進めるようお願いします。また、供給規定の変更にあたっては、水道法第 14 条第 5 項又は同条第 6 項の規定に基づき、その旨を届け出る又は認可を受けるよう適切な対応をお願いします。